

(整理番号 2211)

長野地方最低賃金審議会

第 4 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 4 年 8 月 2 3 日 10 時 30 分 ~ 11 時 00 分 ホテル信濃路 2 階 浅間		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 令和 4 年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出について(諮問) 2 令和 4 年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出について(答申) 3 令和 4 年度長野県最低賃金専門部会の廃止について 4 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について 5 令和 4 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) 6 令和 4 年度特定最低賃金の改正について(諮問) 7 その他		
議事録			
<p>浜賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より長野地方最低賃金審議会令和 4 年度第 4 回本審議会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認です。本日の出席委員は、委員 15 名中 15 名のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告します。</p> <p>それではこれからの審議について倉崎会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>倉崎会長</p> <p>皆さん、お疲れ様です。本日は過日の審議会の答申に対する異議申出の検討でございます。審議会委員の皆様におかれましては、今一度、8 月 5 日の答申に至った経緯などを思い起こすなどしていただきまして、本件異議申し立てに</p>			

対し、真摯に検討していきたいと考えておりますので、どうか本日もよろしく
お願いいたします。

本日の会議は、当審議会運営規程第6条1項ただし書き「率直な意見交換」
を図る観点から、非公開とします。

本日の議事録確認委員は、労働者代表委員から斎藤委員、使用者代表委員
から丸田委員をお願いいたします。

それでは議題1の「令和4年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関す
る異議の申出について(諮問)」に入ります。

事務局で説明をお願いいたします。

浜賃金室長

長野県最低賃金の改正決定につきましては、令和4年8月5日に答申をい
ただきまして、その答申に関する意見の公示を8月5日から8月22日まで行
いましたところ、資料1及び資料2のとおり、2団体から異議申立書の
提出がございましたので、これより、小野寺局長から倉崎会長へ今般の異議
申立に対する諮問文をお渡しいたします。

(小野寺労働局長から諮問文を会長に手交。事務局で各委員に写しを配付。)

倉崎会長

諮問文の写しが行き渡りましたでしょうか。それでは事務局で朗読をお願い
します。

荒河賃金指導官

事務局で朗読させていただきます。

長野労発基0823第1号、令和4年8月23日、長野地方最低賃金審議会会
長倉崎哲矢殿、長野労働局長小野寺喜一、長野地方最低賃金審議会の意見(答
申)に関する異議の申出について(諮問)、標記のことについて長野県労働組
合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合から最低賃金法(昭和
34年法律第137号)第11条第2項に基づく異議の申出が別添(写)のとおりあ
ったので、貴会の意見を求める。

以上になります。

倉崎会長

はい。それでは今般の異議申出についての審議に入ります。まずは異議申
し立ての内容について事務局で説明をお願いします。

浜賃金室長

それでは、資料1及び資料2をご覧いただきたいと思います。資料

1 は、長野県労働組合連合会からの異議申立、資料 2 は、生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申立になります。

異議申立書の主旨内容につきまして、概要を説明いたします。改定された長野県最低賃金額では、憲法第25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」という人権の保障、また長野県における労働者確保と地域経済の活性化という点において不十分であること、物価上昇による生計費の支出増を補えないこと、地域間格差の解消と全国一律最低賃金制などを展望し、生活保障や人権保障などの観点からも時給額1,500円以上が必要であること、等について主張されております。

要望として、最低賃金改正の再審議を求めること、また、政府等に対して、中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付すること、等となっております。

以上、簡単ではございますが、申立のありました異議申立書の内容につきまして、説明させていただきました。

倉崎会長

ありがとうございました。ただ今の異議申立書の内容につきまして、労働者代表委員、使用者代表委員の御意見を伺いたいと存じます。まず、労働者代表委員からお願いいたします。

山口委員

お疲れ様でございます。それでは私から申し上げます。ただ今の異議内容につきまして、否定という訳ではございませんが、この間、審議をしてきた内容につきまして、様々な資料を基に、公労使三者で真摯に検討し、導き出した結果であると考えております。現在の社会情勢につきましては審議の時から、その内容を覆すほどの社会情勢の変化があるとは判断しておりませんので、第3回本審議会で決定された内容を尊重すべきであるという判断をしているところでございます。以上です。

倉崎会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員から御意見をお伺いしたいと存じますので、お願いいたします。

井出委員

今のお話と同様でございますけれども、十分に審議を尽くした内容、結果だと思っておりますし、使用者側からいたしますと、さらに厳しくなっているという判断をせざるを得ない状況もあると思っております。そうした中で皆さん、三者共通する考え方として付帯決議もちゃんと付けていただいて、とにかく、労使共に今の難局、さらにコロナも増えております状況の中で、

生きていくには労使協調しながらやっていくということが大前提ですし、いろんな支援策につきましても、付帯決議という形でお示しさせていただいた内容を是非実現させていただくという中で使用者も非常に頑張ってくださいしておりますので、是非、その内容についてですね、十分に審議を尽くしているということでございますので、このまま進めていただきたいと思いますっております。以上です。

倉崎会長

ありがとうございました。ただいま、労使双方から御意見を伺いました。いずれも、すでに審議が尽くされた事項であって、8月5日の答申どおり、「決定することが適当である。」との意見でございましたが、そういう整理で異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の発言あり。)

倉崎会長

それでは、異議なしということですので、本件は、8月5日の答申どおりとすることに決定し、答申いたします。事務局で、答申文(案)の作成と配付をお願いいたします。

(事務局で答申文(案)を作成・配付。)

倉崎会長

それでは、答申文(案)が配付されましたので、議題(2)の「令和4年度長野地方最低審議会の意見(答申)に関する異議の申出について(答申)」に入ります。事務局は答申文(案)を朗読してください。

荒河賃金指導官

事務局で朗読させていただきます。

令和4年8月23日、長野労働局長小野寺喜一殿、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢、長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出について(答申)、標記のことについて長野県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合から提出された最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項に基づく異議の申出に関して令和4年8月23日付けをもって貴職から意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記、令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上になります。

倉崎会長

ありがとうございました。

ただいまの案のとおり答申してよろしいでしょうか。

(全委員の異議なしを確認)

倉崎会長

よろしければ、この内容でこれから答申することにいたします。

(会長から局長に手交)

小野寺局長

お疲れ様でございます。ただいま、長野県最低賃金改正決定の異議の申出に係る答申をいただきました。誠にありがとうございました。

あらためてになりますが、今年の当県の最低賃金改正に関わります目安の答申が遅れるという中、先ほど労使の委員からお話があったように、短期ではありましたが、正に慎重に、しかし熱のこもった、積極的かつ誠実なご審議をいただいたわけでございます。ただいまの答申も含めまして、ご尽力に対しまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

長野労働局といたしましては、今回の答申を踏まえまして、10月1日の法定発効に向けた諸手続きを進めてまいります。併せて何よりも大事なものは、改定された最低賃金額の周知と履行でございますので、それにも努めて参る所存でございます。

そして特に、今年度の答申に盛り込まれました政府への、正に切実な要望とわたくしは認識しておりますが、要望事項につきましては、厚生労働省へ上申という形で正式に行ったところでございます。まだ正式決定はされていないようにございますけれども、聞き及ぶところ、業務改善助成金の要件拡充につきましては、検討を進めているとのことでございます。また情報が入りましたら、各委員の皆様にお知らせしたいと思っております。

いずれにいたしましても、最低賃金の引上げの状況に対応した、きめ細かな支援が非常に重要だと思っておりますので、周知、利用促進につきまして、引き続き労働局を挙げて取り組んで参る所存でございます。

いろいろお願いばかりで恐縮でございますけれども、各委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で、最低賃金額、また、各種支援策の周知、利用などに関するご協力を賜りたく存じます。よろしく願いいたします。

誠に簡単ではありますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

倉崎会長

ありがとうございました。続いて、議題(3)「令和4年度長野県最低賃金

専門部会の廃止について」です。事務局で説明してください。

浜賃金室長

最低賃金審議会令第6条第7項の規定により「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により廃止するものとする。」とされております。従いまして、本日の異議申し出にかかる答申をもちまして、長野県最低賃金専門部会は任務終了となりますので、審議会の議決によって廃止するということとなります。事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明のとおり、規定により長野県最低賃金専門部会は廃止することといたしますが、よろしいでしょうか。

(全委員の「異議なし」を確認)

倉崎会長

それでは、最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。

次に、議題(4)の「特定最低賃金検討小委員会委員長報告について」に入ります。8月5日付けで長野労働局長から諮問されました、長野県特定最低賃金改正の必要性につきまして、8月10日に審議され、取りまとめた委員長報告が、資料 3「特定最低賃金の改正決定の必要性について(報告)(写)」になりますので、ご覧ください。

事務局で「委員長報告」の朗読をお願いします。

荒河賃金指導官

事務局で朗読させていただきます。

令和4年8月10日、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢殿、長野地方最低賃金審議会特定最低賃金検討小委員会委員長倉崎哲矢、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)、当小委員会は令和4年8月5日、長野地方最低賃金審議会において付託された標記について慎重に審議を重ねた結果、下記特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。記、1長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業、2長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業、3長野県各種商品小売業。

以上になります。

倉崎会長

ありがとうございました。ただいまの報告書の内容について、何か御意見、質問等ありますでしょうか。

(「ありません」の発言あり。)

倉崎会長

それでは、特定最低賃金3業種の改正決定の必要性について、「検討小委員会委員長報告」のとおり決定することで、よろしいでしょうか。

(全委員の「異議なし」を確認。)

倉崎会長

それでは、委員長報告のとおり、特定最低賃金3業種の改正決定の必要性について、「有り」といたします。

では、議題(5)の「令和4年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)」に入ります。ただいま了解が得られましたので、検討小委員会委員長報告のとおり答申することといたします。

事務局で、答申文(案)を配付して、朗読をお願いいたします。

(事務局で答申文(案)を各委員に配付。)

荒河賃金指導官

それでは、事務局で朗読させていただきます。

令和4年8月23日、長野労働局長小野寺喜一殿、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)当審議会は、令和4年8月5日付け長野労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった下記3業種に係る、最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。記、1長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金、2長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、3長野県各種商品小売業最低賃金

以上になります。

倉崎会長

ただいまの答申文（案）でよろしいでしょうか。
よろしければ、これから答申することにいたします。

（ 会長から局長に手交。 ）

浜賃金室長

それでは、ただいま令和4年度特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきましたので、議題(6)にございます、「令和4年度 特定最低賃金の改正について（諮問）」に入らせていただきます。

小野寺局長から倉崎会長へ、特定最低賃金の改正に係る諮問文をお渡しいたします。

（小野寺労働局長から会長に手交、事務局で諮問文(写)を各委員に配付。）

倉崎会長

それでは諮問文の写しが配付されましたので、事務局で朗読してください。

荒川指導官

それでは事務局で朗読いたします。

長野労発基0823第2号令和4年8月23日、長野地方最低賃金審議会会長倉崎哲矢殿、長野労働局長小野寺喜一、特定最低賃金の改正について(諮問)最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記、1長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金(平成20年長野労働局最低賃金公示第3号)、2長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年長野労働局最低賃金公示第2号)、3長野県各種商品小売業最低賃金(平成20年長野労働局最低賃金公示第5号)、以上です。

倉崎会長

それでは、ただいま諮問を受けました特定最低賃金3業種の改正については、専門部会を設けて審議することとします。この専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

浜賃金室長

まず、委員構成から説明させていただきます。専門部会は、最低賃金法第25条第4項の準用による第25条第3項により、公・労・使各側同数とされ、

また、最低賃金審議会令第6条第1項により9名以内の構成とされており、長野地方最低賃金審議会では、専門部会を各側3名による9名の構成としているところです。

説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいまの説明のとおり、従来から専門部会は各側3名による合計9名の構成としてきておりますが、今期も同じ構成で進めるということによろしいでしょうか。

(全委員の「異議なし」を確認)

倉崎会長

それでは、各側3名による合計9名の構成といたします。
事務局で追加の説明はありますか。

浜賃金室長

はい。専門部会の委員構成が決議されましたので、本日、本審終了後に、専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は9月6日(火)といたします。また、関係労使の意見聴取に関する公示につきましても、本日、公示を行い、意見の締切日は9月9日(金)までといたします。なお、3つの特定最低賃金専門部会につきましては、委員推薦公示期間満了後に委員が決定し、専門部会での審議を進めていただくこととなります。審議後は、特定最低賃金の改正決定に係る答申をいただき、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出がありますと、本審議会を開催のうえ申立ての審議をしていただくこととなります。

異議の申出がない場合には、最賃審議会令第6条第7項の規定により、その任務を終了したとき、すなわち異議申出期間の満了をもって、3つの特定最低賃金専門部会は審議会の議決により、廃止するものとされています。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎会長

ただいまご説明いただきました3つの特定最低賃金専門部会についても、今後、改正決定の答申を経て、改正答申に関する異議の申出がない場合には、異議申出期間の満了をもって、特定最低賃金専門部会も従前どおり廃止することとなりますが、そのような進行でよろしいでしょうか。

(全委員の「異議なし」を確認)

倉崎会長

それでは、特定最低賃金専門部会の廃止についても、そのように決定することといたします。

では最後の議題(7)「その他」であります。事務局から何かありますか。

浜賃金室長

昨日時点での各局における答申状況につきましてご報告させていただきます。目安額どおりは26局でございます。内訳はAランク6局、Bランク8局、Cランク10局、Dランク2局でございます。目安額プラス1円は8局、内訳はBランク2局、Cランク4局、Dランク2局でございます。プラス2円は8局、プラス3円が4局、いずれもDランクでございます。その結果、現状で全国加重平均は961円とされております。

長野地賃におきましては、圧縮した審議日程の中、慎重審議にご尽力いただきまして、10月1日発効とすることができました。誠にありがとうございました。事務局からは以上でございます。

倉崎会長

ありがとうございました。

それでは労働者代表委員から、現時点で何かございますか。

山口委員

ありません。

倉崎会長

それでは使用者代表委員から、現時点で何かございますか。

井出委員

ございません。

倉崎会長

それでは、本日の審議会は閉会といたします。御苦勞様でした。

閉 会